

幸消防団共済会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、幸消防団員をもって組織し、会員相互の親睦と共助厚生を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、幸消防団共済会（以下「会」という。）と称し、事務所を幸消防団本部に置く。

第2章 目的及び事業

(事業)

第3条 会は次の事業を行う

- 1 会員相互の共済及び親睦を図るための事業
- 2 その他目的達成に必要な事業

(共済給付)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 会員の場合

- (1) 傷病により入院していないが連続して20日以上療養又は治療を要した場合

見舞金 10,000円

- (2) 傷病により入院10日以上に亘った場合

見舞金 10,000円

- (3) 死亡した場合

花輪又は生花と弔慰金20,000円

なお、家族の意向により花輪又は生花が不要の場合は、弔慰金35,000円とすることができる。

- (4) 風水害及び火災により、り災した場合

見舞金 20,000円

- (5) 結婚した場合

祝い金 20,000円

- (6) 研修のため神奈川県消防学校に派遣される場合（宿泊及び公用車の出向を除く）

督励金 5,000円

2 家族の場合

(1) 会員と同居の父母及び妻子が死亡した場合、同居の直系家族が死亡した場合
花輪、生花、弔慰金（15,000円）の何れか

(2) 同居の家族（兄弟等）が死亡した場合

花輪、生花、弔慰金（15,000円）の何れか

3 その他必要と認める事案が発生し、委員会で決定した場合
その決定額

(給付の申請)

第5条 第4条に定める給付を受けようとする者は、所定の申請用紙に記入しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 委 員 分団長以上
- 4 監 事 2名

(会長)

第7条 会長は団長をもって充てる。

2 会長は共済会を代表し会務を統理する。

(副会長)

第8条 副会長は副団長を以て充てる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

(委員)

第9条 委員は本団部長及び分団長とし、会長が委嘱する。

2 委員は会と所属分団の連絡調整を図り、会の事業を推進するものとする。

(監事)

第10条 監事は委員より互選した者を会長が委嘱する。

2 監事は会の業務を監査する。

(事務)

第 11 条 本会の経理事務は、本団庶務部長がこれにあたるものとする。

第 4 章 会議

(会議)

第 12 条 会議は委員会とし、会長がこれを召集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

3 委員会は次の事項を附議する。

- (1) 予算及び決算についてのこと。
- (2) 事業計画・運営についてのこと。
- (3) 会則の改正についてのこと。
- (4) その他会長が必要と認めた事項。

第 5 章 会計

(経費及び収入)

第 13 条 会の経費は、会費をもってこれに充てる。

(会 費)

第 14 条 会員は、会費として年額 1,000 円を納入しなければならない。

2 年の中途中で加入した会員は、その年額分を納入しなければならない。

(会計年度)

第 15 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑則

第 16 条 本会則の規定にない事案で必要あるときは、総て委員会で決定する。

附 則

この会則は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正会則は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正会則は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正会則は、公布の日から施行し、令和 5 年 9 月 20 日より適用する。

附 則

この改正会則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。